

# 第103期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2021年6月25日（金曜日）

午前10時

## 開催場所

名古屋市中区錦三丁目19番17号

名古屋銀行本店 9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

## 決議事項

- |       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                                        |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件                    |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件 |

### 【株主さまへのお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、株主さまの安全を確保する観点から、株主総会会場へのご来場につきましては、見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は、慎重なご判断をお願いいたします。

議決権行使につきましては、株主総会当日のご出席に代えて、同封の書面またはインターネット等により事前行使をすることができますので、ご利用を推奨いたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.meigin.com/>

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



書面及びインターネット  
による議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）

午後5時30分まで



名古屋銀行

証券コード：8522

## 経営理念

### 社 是

#### 地域社会の繁栄に奉仕する

これが銀行の発展と行員の幸福を  
併せもたらすものである

### 行 訓

#### 1 よいサービス

誠意があふれ 行き届いた スピーディなサービス

#### 2 よい人

人を高め 人を厚くし 明るい職場をつくる

#### 3 よい経営

健全で 創意に富んだ 全員参加の経営



## 未来創造業宣言



### 私たちは『未来創造業』です。

私たちは、  
法人のお客さまと **会社の発展につながる未来** を創ります。  
個人のお客さまと **家族の幸せにつながる未来** を創ります。  
そして、私たちはお客さまと自分の未来のために一生懸命に仕事をします。

**銀行業から未来創造業へ 私たちは歩み続けます**



## ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまとそのご家族の方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、不幸にもお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、医療従事者の方をはじめ感染防止に取り組んでおられる皆さまに、心より感謝申し上げます。

さて、第103期定時株主総会を6月25日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当行は第21次中期経営計画「未来創造業への進化」の中間年度を迎え、「法人のお客さまと一緒に会社を発展につなげる未来」・「個人のお客さまと一緒に家族の幸せにつなげる未来」を共創すべく、「人材の育成」「顧客本位の営業体制の整備」「テクノロジーの活用」とそれらを支える経営管理の強化を掲げ、お客さまとのサステナブル（持続可能）な共創のサイクルを実現し、地域から絶対的に必要とされる金融グループであり続けます。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



取締役頭取 藤原 一郎

## 目 次

|                  |   |
|------------------|---|
| 第103期定時株主総会招集ご通知 | 3 |
|------------------|---|

### (株主総会参考書類)

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| 第1号議案 剰余金処分の件                                            | 7  |
| 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件                        | 8  |
| 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する<br>ストックオプション報酬等の額及び内容決定の件 | 16 |

### (添付書類)

|               |    |
|---------------|----|
| 事業報告          | 18 |
| 計算書類          | 36 |
| 連結計算書類        | 39 |
| 監査報告書         | 41 |
| 株主総会開催場所ご案内略図 | 巻末 |

株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行

取締役頭取 藤 原 一 朗

## 第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第103期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目19番17号  
名古屋銀行本店 9階ホール

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項
  - 1. 第103期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
  - 2. 第103期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件

以 上

◎ 当行は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行のウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.meigin.com/>

#### 【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

##### <株主さまへのお願い>

- ◆新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、株主さまの安全を確保する観点から、株主総会会場へのご来場につきましては、見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◆特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は慎重なご判断をお願いいたします。
- ◆議決権行使につきましては、株主総会当日のご出席に代えて、同封の書面またはインターネット等により事前行使をすることができますので、ご利用を推奨いたします。  
(議決権行使方法につきましては、5～6ページをご参照ください。)

##### <ご来場される株主さまへのお願い>

- ◆ご来場の株主さまは、マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒などにご協力をお願いいたします。
- ◆発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断わりさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ◆会場の座席は間隔を確保した配置とし、座席数が減少いたしますので、入場制限を行わせていただく場合がございます。

##### <当行の対応について>

- ◆株主総会ご出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。
- ◆当行役員および株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◆株主総会の議事は短時間で挙行予定です。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

場所 名古屋銀行本店 9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで

- ① 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- ④ インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

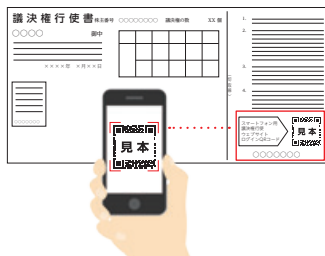
### 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

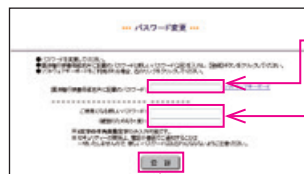
- 2 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 平日9:00～21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

第103期の期末配当につきましては、経営環境、収益力、財務内容等を総合的に勘案し、また自己資本の充実による財務体質の一層の強化に留意しつつ安定的な配当を維持する方針から、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当金総額は、633,909,535円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月28日（月曜日）といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（11名）は任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当行の監査等委員会は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会において適切な手続きを経て指名されていることを確認し検討を行った結果、取締役候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 |    | 氏 名                | 現在の当行における地位      | 取締役会出席状況      |
|-------|----|--------------------|------------------|---------------|
| 1     | 再任 | かとう かずまろ<br>加藤 千磨  | 取締役会長            | 100%（20回/20回） |
| 2     | 再任 | ふじわら いちろう<br>藤原 一郎 | 取締役頭取（代表取締役）     | 100%（20回/20回） |
| 3     | 再任 | よこた しんいち<br>横田 真一  | 常務取締役（代表取締役）     | 100%（20回/20回） |
| 4     | 再任 | はっとり さとる<br>服部 悟   | 常務取締役            | 100%（20回/20回） |
| 5     | 再任 | みなみ で まさお<br>南出 政雄 | 取締役経営企画部長        | 100%（15回/15回） |
| 6     | 再任 | すずき けんじ<br>鈴木 健司   | 取締役市場営業部長        | 100%（20回/20回） |
| 7     | 新任 | いながき せいじ<br>稲垣 誠司  | 執行役員人材開発部長       | —             |
| 8     | 新任 | やまもと かつとし<br>山本 克俊 | 執行役員営業企画部長       | —             |
| 9     | 新任 | よしはし みつる<br>吉橋 満   | 執行役員内部統制部長       | —             |
| 10    | 再任 | まつばら たけひさ<br>松原 武久 | 社外 独立役員<br>社外取締役 | 95%（19回/20回）  |
| 11    | 再任 | むねかた ひさこ<br>宗方 比佐子 | 社外 独立役員<br>社外取締役 | 100%（15回/15回） |

# 1 かとう かず まろ 加藤 千磨

再任

◆生年月日  
1938年1月1日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年5月 当行入行  
1974年5月 同 取締役東京支店長兼東京事務所長  
1975年5月 同 常務取締役  
1978年6月 同 専務取締役  
1979年6月 同 取締役副社長  
1982年6月 同 取締役社長  
1989年2月 取締役頭取に呼称変更  
2006年6月 同 取締役会長  
現在に至る

◆所有する当行の株式  
62,800株

◆取締役候補者とした理由

長年にわたり当行の経営を担い、豊富な経験や知見及び実績を有しており、取締役会の議長として意思決定機能や監督機能の実効性強化が今後も期待できることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

# 2 ふじ わら いち ろう 藤原 一郎

再任

◆生年月日  
1965年1月12日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社日本興業銀行入行  
2003年8月 当行入行 融資部次長  
2004年10月 同 第3エリア長兼名古屋駅前支店長  
2005年6月 同 執行役員第3エリア長兼名古屋駅前支店長  
2006年6月 同 常務取締役  
2013年6月 同 取締役副頭取  
2017年6月 同 取締役頭取  
現在に至る

◆所有する当行の株式  
2,700株

◆担当

内部監査部

◆取締役候補者とした理由

経営企画部門、営業推進部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役頭取として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

### 3 よこ た しん いち 横田 真一

再任

◆生年月日  
1956年1月1日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1979年4月 当行入行
  - 2007年11月 同 名古屋西エリア長兼名古屋駅前支店長
  - 2009年1月 同 人事部長
  - 2010年6月 同 執行役員人事部長
  - 2012年6月 同 取締役上前津エリア長兼上前津支店長
  - 2014年6月 同 常務取締役
  - 現在に至る
- ◆担当 営業本部長・市場営業部  
(重要な兼職の状況)  
名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役

- ◆所有する当行の株式  
1,800株

- ◆取締役候補者とした理由  
経営企画部門、人事部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

### 4 はっ とり さとる 服部 悟

再任

◆生年月日  
1958年7月1日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1981年4月 当行入行
  - 2006年1月 同 尾張旭支店長
  - 2007年6月 同 事務システム部 統括次長
  - 2009年6月 同 事務システム部 副部長
  - 2011年6月 同 事務システム部長
  - 2014年6月 同 執行役員事務システム部長
  - 2017年6月 同 取締役事務システム部長
  - 2018年4月 同 取締役事務システム部長兼次期システム移行室長
  - 2019年6月 同 常務取締役
  - 現在に至る
- ◆担当 事務システム部・内部統制部  
(重要な兼職の状況)  
名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長

- ◆所有する当行の株式  
1,800株

- ◆取締役候補者とした理由  
事務システム部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

## 5 みなみ で まさ お 南出 政雄

再任

◆生年月日  
1965年9月5日生



◆所有する当行の株式  
800株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行  
2010年10月 同 鳴海支店長  
2012年6月 同 総合企画部 統括次長  
2014年1月 同 総合企画部 副部長  
2014年4月 同 豊田南支店長  
2016年4月 同 個人営業部長  
2018年4月 同 経営企画部長  
2018年6月 同 執行役員経営企画部長  
2020年6月 同 取締役経営企画部長  
現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 監査役

◆取締役候補者とした理由

個人営業部門、経営企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、経営企画部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

## 6 すず き けん じ 鈴木 健司

再任

◆生年月日  
1960年2月18日生



◆所有する当行の株式  
3,900株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当行入行  
2006年6月 同 北部市場支店長  
2007年11月 同 東海支店長  
2009年6月 同 小牧支店長  
2010年10月 同 今池支店長  
2013年1月 同 八熊支店長  
2015年6月 同 執行役員港エリア長兼港支店長  
2018年6月 同 取締役市場営業部長  
現在に至る

◆取締役候補者とした理由

市場営業部門、国際部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、市場営業部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行  
2008年10月 同 豊田保見支店長  
2010年4月 同 大樹寺支店長  
2012年1月 同 人事部 統括次長  
2013年1月 同 人事部 副部長  
2014年10月 同 堀田支店長  
2016年6月 同 豊田エリア長 兼 豊田営業部長  
2018年4月 同 人材開発部長  
2018年6月 同 執行役員人材開発部長  
現在に至る

◆所有する当行の株式  
500株

◆取締役候補者とした理由

支店長、エリア長、人材開発部長等を歴任し、担当エリア全体の営業推進施策の策定・実施及び当行の人事施策、人事管理、行員教育等において能力を発揮してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたものであります。



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行  
2008年4月 同 当知支店長  
2010年10月 同 小牧支店長  
2013年1月 同 営業統括部 副部長  
2015年6月 同 八熊支店長  
2017年6月 同 法人営業部長  
2018年6月 同 執行役員法人営業部長  
2019年7月 同 執行役員営業企画部長  
現在に至る

◆所有する当行の株式  
400株

◆取締役候補者とした理由

法人営業部長、営業企画部長等を歴任し、法人営業ソリューション業務の確立及び営業企画・推進体制の構築等を実施してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式  
700株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行  
2011年4月 同 碧南支店長  
2013年4月 同 小田井支店長  
2014年7月 同 融資部 主席審査役  
2015年1月 同 融資部 副部長  
2016年6月 同 東京支店長 兼 東京事務所長  
2018年4月 同 内部統制部長  
2020年6月 同 執行役員内部統制部長  
現在に至る

◆取締役候補者とした理由

支店長、内部統制部長等を歴任し、支店における営業推進及び当行の法務・コンプライアンス、各種リスク管理等において能力を発揮してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式  
－

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1960年4月 名古屋市立守山東中学校教諭  
1984年4月 同 大森中学校校長  
1995年4月 名古屋市教育委員会教育長  
1997年4月 名古屋市長  
2009年5月 中京大学客員教授  
2011年2月 東名古屋カントリークラブ理事長（現任）  
2015年4月 東海学園大学学長（現任）  
2016年6月 当行取締役（現任）  
現在に至る

（重要な兼職の状況）

東名古屋カントリークラブ 理事長  
東海学園大学 学長

◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

名古屋市長、大学学長等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



◆所有する当行の株式

—

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 豊田短期大学 人間関係学科 助教授  
1998年4月 桜花学園大学 人文学部 助教授  
2002年4月 金城学院大学 人間科学部 教授  
2015年4月 学校法人金城学院 理事  
2018年4月 金城学院大学 特命副学長  
2018年4月 同 女性みらい研究センター長  
2020年6月 当行取締役（現任）  
2021年4月 金城学院大学 名誉教授（現任）  
2021年4月 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表（現任）  
現在に至る

（重要な兼職の状況）

金城学院大学 名誉教授  
宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表

◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学教授、学校法人の理事・特命副学長等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- （注）
1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 松原武久氏及び宗方比佐子氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 当行は、松原武久氏及び宗方比佐子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
  4. 社外取締役との責任限定契約について  
松原武久氏及び宗方比佐子氏は、当行との間で会社法第427条第1項及び当行定款第27条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。  
その契約内容の概要は、次のとおりであります。  
＜責任限定契約概要＞  
会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
  5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

1. 取締役会・指名報酬委員会の構成

以下の取締役会等の構成は、本株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案が原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

| 取 締 役 会        |         | 指名報酬委員会 |
|----------------|---------|---------|
| 加藤 千麿          |         | 委 員     |
| 藤原 一郎          |         | 委 員     |
| 横田 真一          |         |         |
| 服部 悟           |         |         |
| 南出 政雄          |         | 委 員     |
| 鈴木 健司          |         |         |
| 稲垣 誠司          |         |         |
| 山本 克俊          |         |         |
| 吉橋 満           |         |         |
| 松原 武久          | 社外 独立役員 | 委員長     |
| 宗方 比佐子         | 社外 独立役員 | 委 員     |
| 杉田 尚人（常勤監査等委員） |         |         |
| 長谷川 信義（監査等委員）  | 社外 独立役員 | 委 員     |
| 近藤 堯夫（監査等委員）   | 社外 独立役員 | 委 員     |
| 阪口 正敏（監査等委員）   | 社外 独立役員 | 委 員     |

2. 社外取締役に特に期待する分野

以下の一覧表は、本株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案が原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

| 氏 名 ・ 地 位 等      |         | 企業経営 | 財務会計 | 法 律 | 人材開発<br>ダイバーシティ |
|------------------|---------|------|------|-----|-----------------|
| 松原 武久（取締役）       | 社外 独立役員 |      |      |     | ○               |
| 宗方 比佐子（取締役）      | 社外 独立役員 |      |      |     | ○               |
| 長谷川 信義（取締役監査等委員） | 社外 独立役員 | ○    | ○    |     |                 |
| 近藤 堯夫（取締役監査等委員）  | 社外 独立役員 |      |      | ○   |                 |
| 阪口 正敏（取締役監査等委員）  | 社外 独立役員 | ○    |      |     |                 |

※上記一覧表は、各社外取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件

当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠で年額70万円以内と決議いただいております。

今日においても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に関して変更はございませんが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）等が2021年3月1日に施行されたことに伴い、ストックオプションとしての新株予約権に関し、株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、その旨及び当該事由の内容の概要に関し株主総会決議をいただくことが必要になったため、改めてご承認をお願いするものであります。当該追加箇所は、「⑦新株予約権の取得条項」であります。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当行における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。また、当行は2021年3月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は29頁に記載の通りであります。本議案に基づく本件新株予約権の付与は当該方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。なお、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることといたします。

現在のストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は9名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案通り承認可決されますと、ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は9名となります。

#### 記

当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限について

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株といたします。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当行が、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。

② 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権は、4,000個を上限といたします。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額といたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から50年以内の範囲で、取締役会において定めることといたします。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑦ 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議がなされた場合)は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができることといたします。

(1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑧ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものといたします。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定めることといたします。

(添付書類)

## 第103期事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### 当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務等を行い、お客さまの多様化するニーズに応じていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取り組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、緊急事態宣言発令等により営業規制・自粛要請や、消費者の自発的な自粛、新たな生活様式への対応等の構造的な要因もあって、経済活動の停滞や個人消費の落ち込み等によりGDPが11年ぶりにマイナス成長となる等、経済環境は厳しい状況が続いております。

愛知県を中心とする当地域においては、自動車関連を中心とする輸送機械の生産及び輸出は、中国経済がいち早く回復したことから、足元は堅調に推移しております。一方、半導体不足によりサプライチェーンが維持できず、完成車工場が減産となる状況も発生しており、先行きについては予断を許さない状況となっております。製造業以外においても、スーパー・ドラッグストアや家電販売等が堅調である一方、飲食店、ホテル等ではインバウンド需要の回復が見込めない中で、休業・時短営業・外出自粛の影響により低迷が続いており、景気回復は二極化の様相を呈しております。

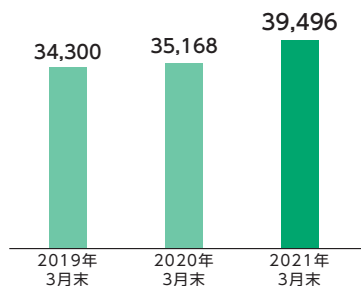
今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の終息までの道筋が見えておらず、不透明な状況が続いていくものと思われます。

##### 事業の経過及び成果

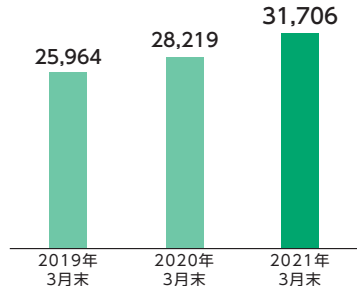
このような経済環境の中、当行では第21次中期経営計画「未来創造業への進化」を策定し、地元密着戦略を実施してまいりました。

その結果、預金は期末残高 3 兆9,496億円（対前期末比+4,327億円）、貸出金は期末残高 3 兆1,706億円（対前期末比+3,486億円）となりました。収益面は、貸出金利息及び株式等売却益等が増加した一方で、営業経費等が増加したこと等により、経常利益は91億44百万円、特別利益の計上が寄与し当期純利益は105億97百万円を計上いたしました。なお、自己資本比率につきましては、13.57%（国際統一基準）となり、充分な水準を維持しております。

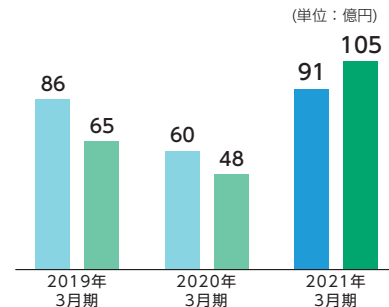
■ 預金 (単位：億円)



■ 貸出金 (単位：億円)



■ 経常利益 ■ 当期純利益



当期における主な取組みといたしましては、昨年4月に名古屋銀行グループの投資専門子会社として株式会社名古屋キャピタルパートナーズを設立いたしました。お客さまの多様なニーズ・経営課題に対して最適なソリューションを提供し、ファンドの設立・運営業務を通して、お客さまの事業承継ニーズ等の様々な経営課題の解決に貢献してまいります。

昨年7月には、コロナ禍における事業者さまの事業継続や業況回復・成長のための支援メニューを充実させました。安定した運転資金枠の確保としてご利用できる「めいぎんコミットメントライン」、期間中元本返済が不要で資本とみなすことができる「めいぎん資本性ローン」、事業承継に関する課題解決策としての「めいぎん事業承継ファンド」等の商品をご用意し、地域経済の活性化に資する取組みを積極的に行っています。

また、昨年7月に地域の創業をサポートするため、「金融よろず相談窓口 in なごのキャンパス」を新設いたしました。創業に関する事業計画および資金調達等のご相談・情報提供を行い、スタートアップ支援を通じて、地域の未来を創造し、地域社会の繁栄に資する取組みを積極的に行ってまいります。

個人のお客さまに対しては、近年高まっている相続・資産承継ニーズに対応するため、本年3月に信託業務の兼営認可を取得いたしました。従前は信託代理店として信託商品・サービスを提供してまいりましたが、認可取得後は銀行本体で信託業務を取り扱うことで、お客さまにワンストップで最適な商品・サービスの提供が可能となりました。



金融よろず相談窓口  
in なごのキャンパス

当行は、地域の活性化につながる様々な社会貢献活動を行っている企業として、めいぎんSDGs宣言に基づき、持続可能な社会の実現に向け各種取り組みを行っております。当期の具体的な取り組みといたしましては、愛知県の公園事業に対する寄付や名古屋市との「東山動植物園再生プランに関する連携と協力の協定」に基づく協力金の提供、SDGs・寄贈型私募債「未来への絆」を活用して発行企業さまとともに地域の教育機関、地方公共団体、NPO法人、当行が指定する医療機関への寄付・寄贈等を行いました。

昨年6月には「大切な人へ『ありがとう』を届けようキャンペーン since2020～」を実施しました。当行とのお取引の有無にかかわらず、大切なひとへの感謝の気持ちのメッセージや忘れられない「ありがとう」のエピソードを募集し、ご応募件数に応じて日本赤十字社へ寄付をいたしました。本年1月には販売残高に応じて愛知県が実施するSDGs関連事業への寄付を行う投資信託商品「グローバルESGバランスファンド」の取扱いを開始いたしました。当行は今後とも、SDGs達成と地域社会に貢献する取り組みを積極的に行ってまいります。



大切な人へ『ありがとう』を届けようキャンペーン  
since2020～

### 当行の対処すべき課題

少子高齢化の進行や人口の減少による中長期的な社会構造の変化に加え、新型コロナウイルスの影響により新しい社会様式も定着してきており、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しております。それに合わせて、お客さまの価値観やニーズも多様化しています。このような状況の中で、当行は第21次中期経営計画「未来創造業への進化」の中間年度を迎え、「法人のお客さまと一緒に会社を発展につながる未来」・「個人のお客さまと一緒に家族の幸せにつながる未来」を共創すべく、「人財の育成」「顧客本位の営業体制の整備」「テクノロジーの活用」とそれらを支える経営管理の強化を掲げ、お客さまとのサステナブル（持続可能）な共創のサイクルを実現し、地域から絶対的に必要とされる金融グループであり続けます。

当行は、社是である「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを着実に実践し、企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの徹底はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚しつつ、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 第21次中期経営計画 未来創造業への進化

計画期間 2020年4月～2023年3月

10年ビジョンの達成に向けて

10年ビジョン（2017年4月～）

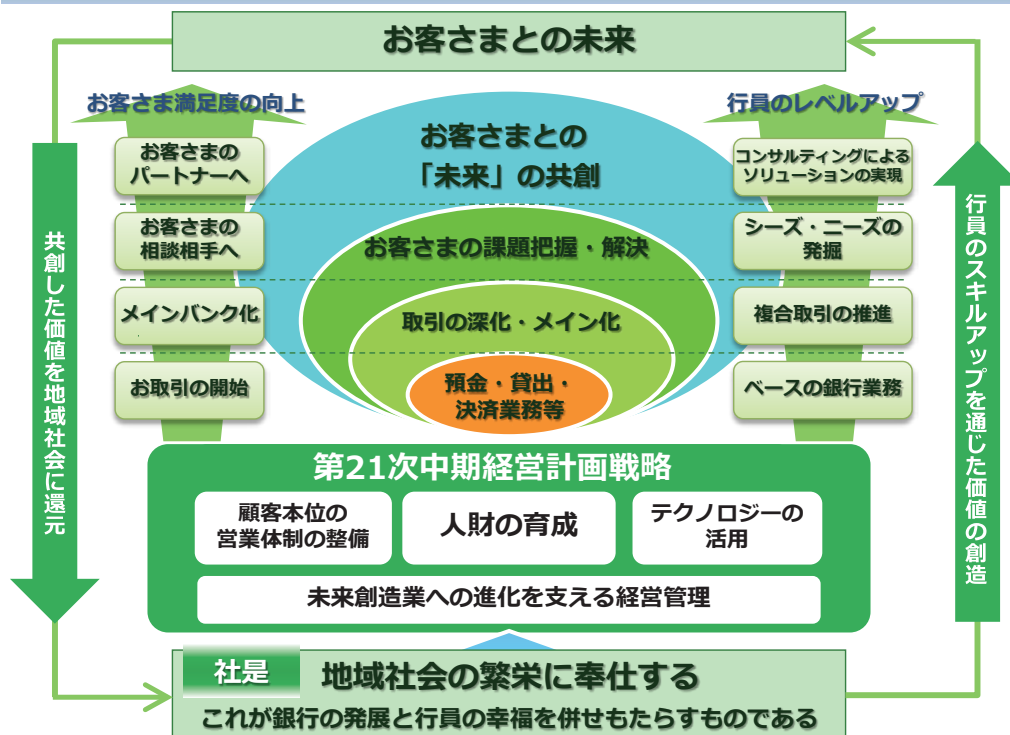
地域と徹底的に向かい合い、お客さまに対する新たな価値創造を通じて絶対的に必要とされる金融グループであり続ける

第20次中期経営計画  
じもととの絆の【深化】  
（2017年4月～2020年3月）

第21次中期経営計画  
未来創造業への【進化】  
（2020年4月～2023年3月）

第22次以降  
未来創造業の【真価】の発揮  
（2023年4月～）

未来創造業への進化で目指すサステナブルな共創のサイクル



計数目標

| 最終年度目標     | 2022年度 | 毎年度目標           | 2020年度～2022年度 |
|------------|--------|-----------------|---------------|
| コア業務純益（単体） | 70億円   | 法人ソリューション業務取組件数 | 3,000件以上      |
| 当期純利益（連結）  | 50億円   | 個人ソリューション業務取組件数 | 13,000件以上     |

## (2) 財産及び損益の状況

(単位 百万円)

|               | 2017年度        | 2018年度        | 2019年度        | 2020年度        |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 金           | 3,350,342     | 3,430,070     | 3,516,891     | 3,949,682     |
| 定期性預金         | 1,173,334     | 1,124,095     | 1,078,291     | 1,076,139     |
| その他           | 2,177,007     | 2,305,975     | 2,438,599     | 2,873,543     |
| 貸 出 金         | 2,458,293     | 2,596,413     | 2,821,918     | 3,170,614     |
| 個人向け          | 726,603       | 780,013       | 830,084       | 878,941       |
| 中小企業向け        | 1,354,231     | 1,408,298     | 1,512,545     | 1,804,897     |
| その他           | 377,458       | 408,100       | 479,288       | 486,775       |
| 商 品 有 価 証 券   | —             | —             | —             | —             |
| 有 価 証 券       | 870,899       | 809,784       | 754,049       | 744,998       |
| 国 債           | 71,599        | 20,620        | 38,124        | 92,779        |
| その他           | 799,300       | 789,164       | 715,924       | 652,218       |
| 総 資 産         | 3,792,649     | 3,852,660     | 3,893,715     | 4,869,447     |
| 内 国 為 替 取 扱 高 | 14,641,900    | 15,181,675    | 16,003,084    | 15,550,797    |
| 外 国 為 替 取 扱 高 | 百万ドル<br>1,509 | 百万ドル<br>1,636 | 百万ドル<br>1,458 | 百万ドル<br>1,902 |
| 経 常 利 益       | 6,055         | 8,641         | 6,070         | 9,144         |
| 当 期 純 利 益     | 4,865         | 6,504         | 4,807         | 10,597        |
| 1 株当たりの当期純利益  | 円 銭<br>257.95 | 円 銭<br>345.88 | 円 銭<br>256.36 | 円 銭<br>585.13 |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1 株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

### (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末 |
|-------------|---------|
| 使 用 人 数     | 1,839人  |
| 平 均 年 齢     | 41年 6月  |
| 平 均 勤 続 年 数 | 18年 3月  |
| 平 均 給 与 月 額 | 444千円   |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

|       | 当 年 度 末   |
|-------|-----------|
|       | 店 うち出張所   |
| 愛 知 県 | 107 ( 1 ) |
| 岐 阜 県 | 2 ( 0 )   |
| 静 岡 県 | 2 ( 0 )   |
| 大 阪 府 | 1 ( 0 )   |
| 東 京 都 | 1 ( 0 )   |
| 国 内 計 | 113 ( 1 ) |
| ア ジ ア | 1 ( 0 )   |
| 海 外 計 | 1 ( 0 )   |
| 合 計   | 114 ( 1 ) |

- (注) 1. 愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。  
2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

|                   | 当 年 度 末 |
|-------------------|---------|
| 海 外 駐 在 員 事 務 所   | 1 か所    |
| 店 舗 外 現 金 自 動 設 備 | 92か所    |

- 当年度新設営業所  
該当事項はございません。
- ハ 銀行代理業者の一覧  
該当事項はございません。
- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はございません。

## (5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

### イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

|               |       |
|---------------|-------|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 8,000 |
|---------------|-------|

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

| 内 容               | 金 額   |
|-------------------|-------|
| 店 舗 新 築 ・ 増 改 築 等 | 1,147 |
| 店 舗 用 地 等 購 入     | 2,395 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 2,900 |
| 事 務 機 械           | 1,489 |

(注) 1. 以下の店舗を新築移転しております。

| 支 店 名           | 所 在 地               | 移 転 日       |
|-----------------|---------------------|-------------|
| 豊 橋 ミ ラ ま ち 支 店 | 愛知県豊橋市曙町字松並101番地158 | 2020年7月13日  |
| 岡 崎 南 支 店       | 愛知県岡崎市針崎町字蓮谷10番地    | 2020年10月12日 |

2. 2021年3月に旧東京支店の土地建物を一部売却しております。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当事項はございません。

ロ 子会社等の状況

| 会 社 名                  | 所 在 地      | 主要業務内容                 | 資 本 金 | 当行が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 | そ の 他 |
|------------------------|------------|------------------------|-------|--------------------------|-------|
|                        |            |                        | 百万円   | %                        |       |
| 名古屋ビジネス<br>サービス株式会社    | 名古屋市中<br>区 | 現金等の整理・精査業務<br>事務集中業務  | 10    | 100.00                   | —     |
| 株式会社名古屋リース             | 名古屋市中<br>区 | 総合ファイナンス<br>リース業       | 60    | 100.00                   | —     |
| 株式会社名古屋カード             | 名古屋市中<br>区 | クレジットカード業務<br>保証業務     | 50    | 53.40                    | —     |
| 株式会社名古屋<br>エム・シーカード    | 名古屋市中<br>区 | クレジットカード業務<br>保証業務     | 30    | 100.00                   | —     |
| 株式会社名古屋<br>キャピタルパートナーズ | 名古屋市中<br>区 | 投資事業有限責任組合<br>の組成・管理業務 | 50    | 100.00                   | —     |

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 当行に連結される会社は上記の5社であり、当期の連結経常収益は690億50百万円、連結経常利益は98億76百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は107億26百万円となりました。

### 重要な業務提携の概況

1. 当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っており、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行、イオン銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
4. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
5. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
6. イーネット、セブン銀行及びローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の状況

#### ①取締役の状況

2021年3月31日現在

| 氏 名    | 地 位 及 び 担 当                                          | 重 要 な 兼 職                                               | そ の 他 |
|--------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------|
| 加藤 千麿  | 取締役会長                                                |                                                         |       |
| 藤原 一郎  | 取締役頭取（代表取締役）<br>内部監査部 担当                             |                                                         |       |
| 山本 恭久  | 専務取締役（代表取締役）<br>経営企画部、人材開発部、事業支援部、<br>金融投資部、東京事務所 担当 | 株式会社名古屋リース 取締役<br>株式会社名古屋カード 取締役<br>株式会社名古屋エム・シーカード 取締役 |       |
| 横田 真一  | 常務取締役（代表取締役）<br>営業本部長、市場営業部 担当                       | 名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役                                     |       |
| 服部 悟   | 常務取締役<br>事務システム部、内部統制部 担当                            | 名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長                                   |       |
| 今岡 潔   | 取締役 本店営業部長                                           |                                                         |       |
| 鈴木 健司  | 取締役 市場営業部長                                           |                                                         |       |
| 高橋 正   | 取締役 事業支援部長                                           | 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役                                  |       |
| 南出 政雄  | 取締役 経営企画部長                                           | 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 監査役                                  |       |
| 松原 武久  | 取締役（社外取締役）                                           | 東名古屋カントリークラブ 理事長<br>東海学園大学 学長                           |       |
| 宗方 比佐子 | 取締役（社外取締役）                                           | 金城学院大学 人間科学部 教授<br>学校法人金城学院 理事<br>金城学院大学 女性みらい研究センター長   |       |
| 杉田 尚人  | 取締役（常勤監査等委員）                                         | 株式会社名古屋リース 監査役<br>株式会社名古屋カード 監査役<br>株式会社名古屋エム・シーカード 監査役 |       |
| 長谷川 信義 | 取締役（監査等委員）（社外取締役）                                    | 公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事                                |       |
| 近藤 堯夫  | 取締役（監査等委員）（社外取締役）                                    | 近藤堯夫法律事務所 弁護士                                           |       |
| 阪口 正敏  | 取締役（監査等委員）（社外取締役）                                    | 中部電力株式会社 特任アドバイザー<br>公益財団法人中部科学技術センター 会長                |       |

- (注) 1. 当行は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 当行は、社外取締役の松原武久氏、宗方比佐子氏及び社外取締役（監査等委員）の長谷川信義氏、近藤堯夫氏、阪口正敏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

- 取締役（監査等委員）長谷川信義氏は、愛知県信用保証協会において理事長等を務めた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）杉田尚人氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## ②当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名   | 退 任 日      | 退 任 事 由 | 退 任 時 の 地 位 |
|-------|------------|---------|-------------|
| 伊豫田 至 | 2020年6月26日 | 任 期 満 了 | 取 締 役       |
| 佐伯 外司 | 2020年6月26日 | 任 期 満 了 | 取締役（社外取締役）  |
| 中村 哲人 | 2020年6月26日 | 任 期 満 了 | 常 勤 監 査 役   |

（注）2020年6月26日付で監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査役杉田尚人氏、長谷川信義氏、近藤堯夫氏、阪口正敏氏は任期満了により退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額等

（単位 百万円）

| 区 分                 | 支 給 人 数 | 報 酬 等       |       |
|---------------------|---------|-------------|-------|
|                     |         | 固 定 報 酬     | 非金銭報酬 |
| 取締役（監査等委員を除く）       | 13名     | 159<br>(32) | 26    |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） | 4名      | 23<br>(—)   | —     |
| 監 査 役               | 5名      | 11<br>(—)   | —     |
| 合 計                 | 22名     | 194<br>(32) | 26    |

- （注） 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。なお当行は、2020年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 使用人兼務取締役の使用人分（5名）の報酬等の額は63百万円（17百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
4. 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行対価の総額で、上記の括弧内書は、報酬以外の金額（非金銭報酬等を除く）です。

5. 「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額32百万円（取締役（監査等委員を除く）9名に対し32百万円）、ストックオプションの報酬額26百万円（取締役（監査等委員を除く）9名に対し26百万円）が含まれております。
6. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬等の限度額は、2006年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。当該定めに係る取締役の人数は14名です。また、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションの報酬額は、2014年6月27日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る取締役（社外取締役を除く）の人数は13名です。
7. 監査役の報酬等の限度額は、2014年6月27日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る監査役の人数は4名です。
8. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員を除く）の人数は11名（うち社外取締役2名）です。また、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対するストックオプションの報酬額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の人数は9名です。
9. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員）の人数は4名です。

## ②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の定めはありません。

## ③非金銭報酬等の内容

当行は、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めるため、ストックオプション制度を導入しており、その内容の概要は次のとおりです。

| 項 目       | 内 容                 |                            |
|-----------|---------------------|----------------------------|
|           | 監査等委員会設置会社移行前       | 監査等委員会設置会社移行後              |
| 割当対象者     | 取締役（社外取締役を除く）       | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） |
| 株式の種類     | 当行普通株式              | 当行普通株式                     |
| 割当金額の上限   | 年額70百万円             | 年額70百万円                    |
| 付与株式数     | 10株                 | 10株                        |
| 割当個数の上限   | 4,000個（40,000株）     | 4,000個（40,000株）            |
| 公正価値の算定方式 | ブラック・ショールズ・モデル      | ブラック・ショールズ・モデル             |
| 割当個数の算出方法 | 発行取締役会の前営業日における公正価値 | 発行取締役会の前営業日における公正価値        |
| 権利行使期間    | 50年以内               | 50年以内                      |
| 権利行使開始日   | 退任日の翌日              | 退任日の翌日                     |

#### ④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

##### イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という）を指名報酬委員会が策定し、その内容を尊重して2021年3月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

##### ロ. 決定方針の内容の概要

###### 1. 基本方針

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬・役員賞与、株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役についてはその職務に鑑み、基本報酬のみとする。地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関として短期的な利益偏重になることなく、経営理念の継続的な浸透を通じて、持続的な成長を図ることが重要と考え、一時的な利益変動に連動させる報酬体系とはしない。

###### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。役員賞与を支給する場合は、役位、職責、当行の業績や経済・社会情勢等を踏まえた上で適正性を重視しつつ決定し、事業年度終了後一定の時期に支給するものとする。

###### 3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当行の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプション制度により1株当たりの権利行使価格を1円とする新株予約権を各事業年度につき1回、一定の時期に付与するものとし、付与数は役位別に決定するものとする。

###### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬の月額額の200%前後を一律で非金銭報酬等である株式報酬型ストックオプションの個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。業績連動報酬等は支給しない。

###### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会決議により決定された報酬総額の範囲内で、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会がその具体的内容を決定する。その内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の額、株式報酬型ストックオプションの個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。なお、ストックオプション報酬は、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

- 八、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役を委員長とする指名報酬委員会が内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当行は、2018年8月22日開催の取締役会にて指名報酬委員会に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の決定権限を委任する旨の決議をしております。この権限を委任した理由は、過半数が社外取締役に構成される指名報酬委員会に委任することで、報酬等の決定プロセスの透明性を確保するためであります。指名報酬委員会は業績や経済・社会情勢等を踏まえた上での適正性を重視しつつ、株主総会において決定した範囲内で「役員報酬規程」に基づき当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を決定後、2020年6月24日開催の取締役会に報告しております。なお、非金銭報酬であるストックオプションについては、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の個人別の割当数を決議しております。当該報酬額等を決定した日における指名報酬委員会の構成は次のとおりです。

| 氏 名    | 地 位 及 び 担 当                             |
|--------|-----------------------------------------|
| 加藤 千麿  | 取締役会長                                   |
| 藤原 一郎  | 取締役頭取（内部監査部担当）                          |
| 山本 恭久  | 専務取締役（経営企画部・人材開発部・事業支援部・金融投資部・東京事務所 担当） |
| 佐伯 外司  | 社外取締役                                   |
| 松原 武久  | 社外取締役                                   |
| 長谷川 信義 | 社外監査役                                   |
| 近藤 堯夫  | 社外監査役                                   |
| 阪口 正敏  | 社外監査役                                   |

(3) 責任限定契約

| 氏 名                 | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                      |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 松原 武久         | 会社法第423条第1項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。 |
| 社外取締役 宗方 比佐子        |                                                                                                                                   |
| 取締役（常勤監査等委員） 杉田 尚人  |                                                                                                                                   |
| 社外取締役（監査等委員） 長谷川 信義 |                                                                                                                                   |
| 社外取締役（監査等委員） 近藤 堯夫  |                                                                                                                                   |
| 社外取締役（監査等委員） 阪口 正敏  |                                                                                                                                   |

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約  
該当事項はございません。
- 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被 保 険 者 の 範 囲 | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 行 の 取 締 役   | 被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補する。<br>すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担する。 |

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名                 | 兼 職 そ の 他 の 状 況                                       |
|---------------------|-------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 松原 武久     | 東名古屋カントリークラブ 理事長<br>東海学園大学 学長                         |
| 社 外 取 締 役 宗方 比佐子    | 金城学院大学 人間科学部 教授<br>学校法人金城学院 理事<br>金城学院大学 女性みらい研究センター長 |
| 社外取締役（監査等委員） 長谷川 信義 | 公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事                              |
| 社外取締役（監査等委員） 近藤 堯夫  | 近藤堯夫法律事務所 弁護士                                         |
| 社外取締役（監査等委員） 阪口 正敏  | 中部電力株式会社 特任アドバイザー<br>公益財団法人中部科学技術センター 会長              |

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。  
なお、中部電力株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名                         | 在任期間 | 取締役会・監査等委員会への出席状況                                                 | 取締役会・監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                  |
|----------------------------|------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>松原 武久             | 5年   | 取締役会20回開催<br>内19回出席                                               | 長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具中を行っております。     |
| 社外取締役<br>宗方 比佐子            | 1年   | 2020年6月就任以降、<br>取締役会15回開催<br>内15回出席                               | 大学教授等の豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具中を行っております。           |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>長谷川 信義 | 5年   | 取締役会20回開催<br>内20回出席<br>監査役会4回開催<br>内4回出席<br>監査等委員会10回開催<br>内10回出席 | 長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っております。また、取締役会・監査役会・監査等委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具中を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>近藤 堯夫  | 5年   | 取締役会20回開催<br>内20回出席<br>監査役会4回開催<br>内4回出席<br>監査等委員会10回開催<br>内10回出席 | 法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っております。また、取締役会・監査役会・監査等委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具中を行っております。      |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>阪口 正敏  | 2年   | 取締役会20回開催<br>内19回出席<br>監査役会4回開催<br>内4回出席<br>監査等委員会10回開催<br>内10回出席 | 企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っております。また、取締役会・監査役会・監査等委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具中を行っております。    |

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

| 区 分         | 支 給 人 数 | 銀 行 か ら の 報 酬 等 |
|-------------|---------|-----------------|
| 報 酬 等 の 合 計 | 6 名     | 24              |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 50,000千株

発行済株式の総数 18,255千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

7,977名

(3) 大 株 主

| 株 主 の 氏 名 又 は 名 称                     | 当 行 へ の 出 資 状 況 |           |
|---------------------------------------|-----------------|-----------|
|                                       | 持 株 数           | 持 株 比 率   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）               | 千株<br>1,078     | %<br>5.95 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                   | 726             | 4.01      |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社               | 726             | 4.00      |
| 名 銀 み の り 会                           | 700             | 3.87      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口             | 584             | 3.22      |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                   | 516             | 2.85      |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社                   | 516             | 2.85      |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）   | 456             | 2.51      |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 4 ） | 426             | 2.35      |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                     | 421             | 2.32      |

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（143千株）を控除した発行済株式の総数（18,111千株）により算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

| 氏 名 又 は 名 称                                                 | 当該事業年度<br>に係る報酬等 | そ の 他                                                                         |
|-------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人<br>指定有限責任社員 中 村 哲 也<br>指定有限責任社員 膳 亀 聡 | 66               | 非監査業務<br>・ 時価算定基準導入アドバイザー業務<br>・ FATCAへの対応支援業務<br>・ 顧客リスク格付・継続的顧客管理導入支援<br>業務 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額  
有限責任あずさ監査法人 73百万円
3. 当行監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

#### (2) 責任限定契約

該当事項はございません。

#### (3) 補償契約

- イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約  
該当事項はございません。
- ロ. 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はございません。

#### (4) 会計監査人に関するその他の事項

##### 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

#### 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

#### 7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

#### 8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

#### 9. 会計参与に関する事項

##### (1) 責任限定契約

該当事項はございません。

##### (2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はございません。

#### 10. その他

該当事項はございません。

# 第103期末貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b> |           | <b>(負債の部)</b> |           |
| 現金預け金         | 832,475   | 預金            | 3,949,682 |
| 現金            | 31,790    | 当座預金          | 354,605   |
| 預け金           | 800,685   | 普通預金          | 2,426,786 |
| コールローン        | 589       | 貯蓄預金          | 34,000    |
| 有価証券          | 744,998   | 通知預金          | 15,219    |
| 国債            | 92,779    | 定期預金          | 1,076,067 |
| 地方債           | 131,272   | 定期積金          | 71        |
| 社債            | 282,058   | その他の預金        | 42,931    |
| 株式            | 133,349   | 譲渡性預金         | 60,198    |
| その他の証券        | 105,538   | コールマネー        | 6,377     |
| 貸出金           | 3,170,614 | 債券貸借取引受入担保金   | 5,745     |
| 割引手形          | 18,656    | 借入金           | 500,424   |
| 手形貸付          | 74,456    | 借入金           | 500,424   |
| 証書貸付          | 2,824,004 | 外国為替          | 75        |
| 当座貸越          | 253,496   | 未払外国為替        | 75        |
| 外国為替          | 7,335     | 社債            | 40,000    |
| 外国他店預け        | 6,929     | その他負債         | 26,971    |
| 買入外国為替        | 340       | 未払法人税等        | 2,566     |
| 取立外国為替        | 65        | 未払費用          | 1,893     |
| その他資産         | 65,536    | 前受収益          | 1,256     |
| 前払費用          | 6         | 給付補填備金        | 0         |
| 未収収益          | 1,717     | 金融派生商品        | 1,509     |
| 金融派生商品        | 150       | リース債務         | 153       |
| 金融商品等差入担保金    | 458       | 資産除去債務        | 51        |
| その他の資産        | 63,202    | その他の負債        | 19,539    |
| 有形固定資産        | 36,139    | 賞与引当金         | 978       |
| 建物            | 8,982     | 役員賞与引当金       | 32        |
| 土地            | 24,076    | 退職給付引当金       | 3,895     |
| リース資産         | 125       | 睡眠預金払戻損失引当金   | 304       |
| 建設仮勘定         | 490       | 偶発損失引当金       | 1,069     |
| その他の有形固定資産    | 2,464     | 繰延税金負債        | 20,129    |
| 無形固定資産        | 3,113     | 再評価に係る繰延税金負債  | 2,774     |
| ソフトウェア        | 3,054     | 支払承諾          | 8,931     |
| その他の無形固定資産    | 58        | 負債の部合計        | 4,627,590 |
| 前払年金費用        | 11,555    | (純資産の部)       |           |
| 支払承諾見返        | 8,931     | 資本金           | 25,090    |
| 貸倒引当金         | △ 11,842  | 資本剰余金         | 18,645    |
| 資産の部合計        | 4,869,447 | 資本準備金         | 18,645    |
|               |           | 利益剰余金         | 139,436   |
|               |           | 利益準備金         | 8,029     |
|               |           | その他利益剰余金      | 131,406   |
|               |           | 買換資産圧縮積立金     | 3,372     |
|               |           | 別途積立金         | 57,720    |
|               |           | 繰越利益剰余金       | 70,314    |
|               |           | 自己株式          | △ 560     |
|               |           | 株主資本合計        | 182,613   |
|               |           | その他有価証券評価差額金  | 55,216    |
|               |           | 土地再評価差額金      | 3,887     |
|               |           | 評価・換算差額等合計    | 59,104    |
|               |           | 新株予約権         | 139       |
|               |           | 純資産の部合計       | 241,857   |
|               |           | 負債及び純資産の部合計   | 4,869,447 |

# 第103期損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額           |
|----------------|---------------|
| <b>経常収益</b>    | <b>48,907</b> |
| <b>資金運用収益</b>  | <b>31,330</b> |
| 貸出金利息          | 24,752        |
| 有価証券利息配当金      | 6,023         |
| コールローン利息       | 62            |
| 預け金利息          | 477           |
| その他の受入利息       | 14            |
| <b>役務取引等収益</b> | <b>11,027</b> |
| 受入為替手数料        | 2,876         |
| その他の役務収益       | 8,150         |
| <b>その他業務収益</b> | <b>2,312</b>  |
| 外国為替売買益        | 427           |
| 国債等債券売却益       | 1,884         |
| <b>その他経常収益</b> | <b>4,237</b>  |
| 償却債権取立益        | 3             |
| 株式等売却益         | 3,797         |
| その他の経常収益       | 437           |
| <b>経常費用</b>    | <b>39,762</b> |
| <b>資金調達費用</b>  | <b>1,132</b>  |
| 預金利息           | 464           |
| 譲渡性預金利息        | 33            |
| コールマネー利息       | 74            |
| 債券貸借取引支払利息     | 20            |
| 借入金利息          | 76            |
| 社債利息           | 190           |
| その他の支払利息       | 272           |

(単位：百万円)

| 科<br>目              | 金<br>額        |               |
|---------------------|---------------|---------------|
| <b>役務取引等費用</b>      | <b>2,928</b>  |               |
| 支払為替手数料             | 619           |               |
| その他の役務費用            | 2,308         |               |
| <b>その他業務費用</b>      | <b>652</b>    |               |
| 商品有価証券売買損           | 0             |               |
| 国債等債券売却損            | 556           |               |
| 国債等債券償却             | 80            |               |
| その他の業務費用            | 14            |               |
| <b>営業経費</b>         | <b>30,886</b> |               |
| <b>その他経常費用</b>      | <b>4,162</b>  |               |
| 貸倒引当金繰入額            | 1,504         |               |
| 貸出金償却               | 0             |               |
| 株式等売却損              | 261           |               |
| その他の経常費用            | 2,396         |               |
| <b>経常利益</b>         |               | <b>9,144</b>  |
| <b>特別利益</b>         |               | <b>6,500</b>  |
| 固定資産処分益             | 6,500         |               |
| <b>特別損失</b>         |               | <b>762</b>    |
| 固定資産処分損             | 224           |               |
| 減損損失                | 537           |               |
| <b>税引前当期純利益</b>     |               | <b>14,883</b> |
| <b>法人税、住民税及び事業税</b> | <b>3,252</b>  |               |
| <b>法人税等調整額</b>      | <b>1,033</b>  |               |
| <b>法人税等合計</b>       |               | <b>4,286</b>  |
| <b>当期純利益</b>        |               | <b>10,597</b> |

# 第103期末連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)      |           | (負 債 の 部)     |           |
| 現金預け金          | 832,788   | 預金            | 3,940,654 |
| コールローン及び買入手形   | 589       | 譲渡性預金         | 60,198    |
| 有価証券           | 741,487   | コールマネー及び売渡手形  | 6,377     |
| 貸出金            | 3,164,983 | 債券貸借取引受入担保金   | 5,745     |
| 外国為替           | 7,335     | 借入金           | 526,807   |
| リース債権及びリース投資資産 | 38,162    | 外国為替          | 75        |
| その他資産          | 76,638    | 社債            | 40,000    |
| 有形固定資産         | 37,136    | その他負債         | 41,110    |
| 建物             | 9,046     | 賞与引当金         | 1,028     |
| 土地             | 24,104    | 役員賞与引当金       | 39        |
| 建設仮勘定          | 490       | 退職給付に係る負債     | 3,218     |
| その他の有形固定資産     | 3,495     | 役員退職慰労引当金     | 32        |
| 無形固定資産         | 3,148     | 睡眠預金払戻損失引当金   | 304       |
| ソフトウェア         | 3,085     | 偶発損失引当金       | 1,069     |
| その他の無形固定資産     | 62        | 利息返還損失引当金     | 36        |
| 退職給付に係る資産      | 13,823    | 繰延税金負債        | 21,051    |
| 繰延税金資産         | 498       | 再評価に係る繰延税金負債  | 2,774     |
| 支払承諾見返         | 8,967     | 支払承諾          | 8,967     |
| 貸倒引当金          | △ 12,809  | 負債の部合計        | 4,659,491 |
| 資産の部合計         | 4,912,750 | (純資産の部)       |           |
|                |           | 資本金           | 25,090    |
|                |           | 資本剰余金         | 21,231    |
|                |           | 利益剰余金         | 145,517   |
|                |           | 自己株式          | △ 560     |
|                |           | 株主資本合計        | 191,280   |
|                |           | その他有価証券評価差額金  | 55,243    |
|                |           | 土地再評価差額金      | 3,887     |
|                |           | 退職給付に係る調整累計額  | 2,087     |
|                |           | その他の包括利益累計額合計 | 61,218    |
|                |           | 新株予約権         | 139       |
|                |           | 非支配株主持分       | 620       |
|                |           | 純資産の部合計       | 253,259   |
|                |           | 負債及び純資産の部合計   | 4,912,750 |

# 第103期連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金             | 額             |
|------------------------|---------------|---------------|
| <b>経常収益</b>            |               | <b>69,050</b> |
| <b>資金運用収益</b>          | <b>30,667</b> |               |
| 貸出金利息                  | 24,740        |               |
| 有価証券利息配当金              | 5,373         |               |
| コールローン利息及び買入手形利息       | 62            |               |
| 預け金利息                  | 477           |               |
| その他の受入利息               | 14            |               |
| <b>役務取引等収益</b>         | <b>10,875</b> |               |
| <b>その他業務収益</b>         | <b>23,289</b> |               |
| <b>その他経常収益</b>         | <b>4,216</b>  |               |
| 償却債権取立益                | 3             |               |
| その他の経常収益               | 4,213         |               |
| <b>経常費用</b>            |               | <b>59,173</b> |
| <b>資金調達費用</b>          | <b>1,197</b>  |               |
| 預金利息                   | 464           |               |
| 譲渡性預金利息                | 33            |               |
| コールマネー利息及び売渡手形利息       | 74            |               |
| 債券貸借取引支払利息             | 20            |               |
| 借入金利息                  | 154           |               |
| 社債利息                   | 190           |               |
| その他の支払利息               | 259           |               |
| <b>役務取引等費用</b>         | <b>2,725</b>  |               |
| <b>その他業務費用</b>         | <b>18,324</b> |               |
| <b>営業経費</b>            | <b>32,851</b> |               |
| <b>その他経常費用</b>         | <b>4,073</b>  |               |
| 貸倒引当金繰入額               | 1,396         |               |
| その他の経常費用               | 2,677         |               |
| <b>経常利益</b>            |               | <b>9,876</b>  |
| <b>特別利益</b>            |               | <b>6,503</b>  |
| 固定資産処分益                | 6,503         |               |
| <b>特別損失</b>            |               | <b>843</b>    |
| 固定資産処分損                | 225           |               |
| 減損損失                   | 618           |               |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |               | <b>15,536</b> |
| <b>法人税、住民税及び事業税</b>    | <b>3,628</b>  |               |
| <b>法人税等調整額</b>         | <b>1,137</b>  |               |
| <b>法人税等合計</b>          |               | <b>4,766</b>  |
| <b>当期純利益</b>           |               | <b>10,770</b> |
| <b>非支配株主に帰属する当期純利益</b> |               | <b>44</b>     |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |               | <b>10,726</b> |

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社名古屋銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社名古屋銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期 事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部ほか内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社名古屋銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 杉 田 尚 人 ㊞

監査等委員 長谷川 信 義 ㊞

監査等委員 近 藤 堯 夫 ㊞

監査等委員 阪 口 正 敏 ㊞

- (注) 1. 監査等委員 長谷川信義及び監査等委員 近藤堯夫、監査等委員 阪口正敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
2. 当行は2020年6月26日開催の第102期 定時株主総会の決議により、同日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2020年4月1日から2020年6月25日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

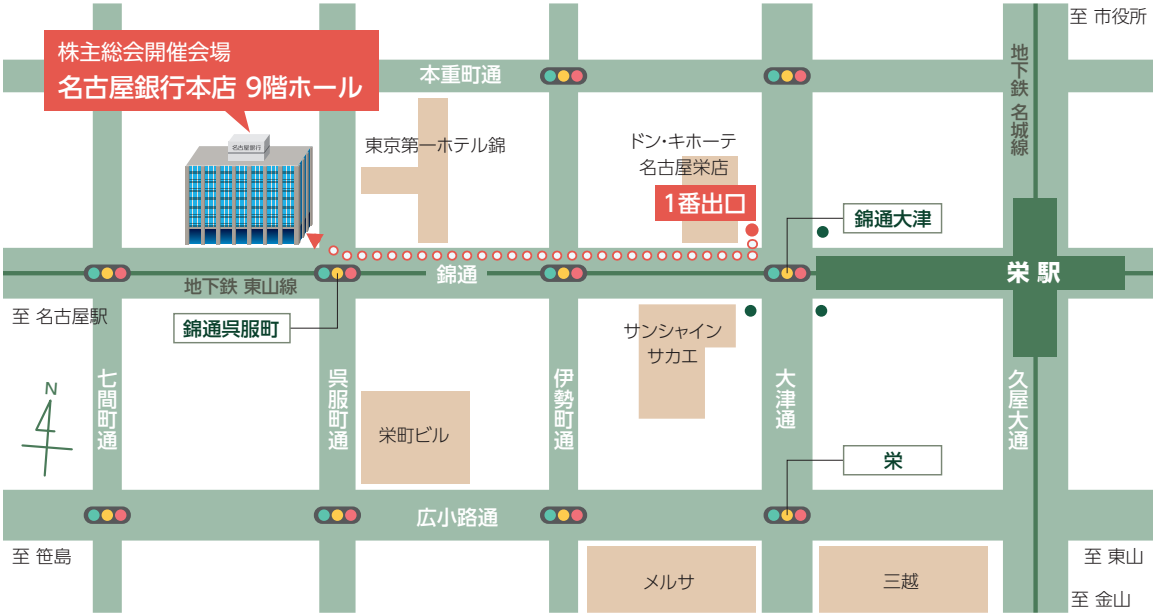
The page contains 18 sets of horizontal dashed lines for writing practice.

# 株主総会開催場所ご案内略図

|        |                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------|
| 開催日時   | 2021年6月25日（金曜日）午前10時                                    |
| 開催場所   | 名古屋銀行本店 9階ホール<br>名古屋市中区錦三丁目19番17号 TEL. 052-951-5911（代表） |
| 交通のご案内 | 地下鉄 栄駅 <b>1番出口</b> 徒歩約5分                                |



名古屋銀行本店



◎ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」は  
をご用意しておりません。何卒ご理解賜りま  
すようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

